

諮詢序：厚生労働大臣

諮詢日：令和6年11月27日（令和6年（行情）諮詢第1300号）

答申日：令和7年12月26日（令和7年度（行情）答申第772号）

事件名：第3回沖縄地方最低賃金専門部会議事録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月1日付け沖労発基0430第4号により沖縄労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由については、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

原則として全部開示すべきである。法人に関わる情報とはいえ、県内で働く労使すべてに関わる審議を行う性格上、不開示は限定的にされるべきである。山口・第3回専門部会（URL略）のように基本的に公開されることが前提である。また、求人の時給のようにすでに公にされている情報まで不開示にされている。

##### （2）意見書（添付資料略）

###### ア 基本的な考え方

すべて開示すべきである。

###### イ その理由

（ア）添付資料のとおり、法人に関する情報であっても、公開可能な情報は多数ある。今回不開示とされた決定には、公開しても問題ないものがあると考える。

（イ）参考人や視察対象企業からの聞き取り情報については、法の趣旨に照らし可能な限り公開すべきである。特に、沖縄県最低賃金は、県内労使の生活と経営に直結する重要な問題であり、その決定過程

に関する情報は、社会全体の透明性を高めるために不可欠である。

非公開とする情報は、極力限定的にすべきである。

### 第3 質問庁の説明の要旨

質問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分を反映済み。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として令和6年3月8日付け（同月11日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）に係る開示請求をした。
- (2) これに対して、処分庁は、令和6年3月27日付け沖労発基0327第4号により、法10条2項に基づく開示決定等の期限の延長をした上で、同年5月1日付け沖労発基0430第4号により、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同月14日付け（同月16日受付）で、本件審査請求をした。

#### 2 質問庁としての考え方

本件審査請求については、不開示情報の適用条項を追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

#### 3 理由

##### (1) 最低賃金審議会について

###### ア 最低賃金審議会について

最低賃金審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く（最賃法20条）。

(イ) 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあっては、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を局長に建議することができる（最賃法21条）。

(ウ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法25条2項）。

(エ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法25条5項）。

###### イ 地方最低賃金審議会の委員について

地方最低賃金審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されており、その概要は次のとおりである。

- (ア) 最低賃金審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）、各同数をもって組織する（最賃法22条）。
- (イ) 委員は、局長が任命する（最賃法23条1項）。
- (ウ) 局長は、地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令3条1項）。
- (エ) 地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令3条2項）。

#### ウ 沖縄地方最低賃金審議会について

沖縄地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。

- (ア) 沖縄地方最低賃金審議会は、上記ア（ウ）の定めにより、専門部会を設置している。
- (イ) 沖縄地方最低賃金審議会運営規程（令和5年7月3日施行）6条1項において、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を一部非公開とすることができます。」、また、沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会運営規程（以下「専門部会規程」という。）7条1項において「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を一部非公開とすることができます。」と定めている。
- (ウ) 第3回沖縄県最低賃金専門部会において、意見陳述を希望する労働組合の代表者及び労働者代表委員、使用者代表委員がそれぞれ推薦した者からの参考人聴取が行われたが、このうち使用者代表委員が推薦した者については、被推薦者本人及び推薦者から参考人聴取に際して陳述内容を非公開とすることの希望があり、専門部会長がこの希望を了承して、専門部会運営規程7条1項の但書により非公

開とした。また、同専門部会において行われた、事業場実地視察結果の報告についても、事業場実地視察の受入を要請するにあたり、議事等において公としないことを視察受入れ企業等との間で約して視察を行ったものであることから、専門部会長が専門部会運営規程7条1項の但書により非公開とした。

(2) 本件対象文書の特定について

処分庁は、2023年度の地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録として、別紙の2に掲げる文書を本件対象文書として特定した。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法第5条第1号該当

文書番号1の①ないし⑤及び⑯ないし⑰には、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、法5条1号に該当する。

イ 法第5条第2号イ該当

文書番号1の①ないし④には、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人及び団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されており、法5条2号イに該当するから、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法5条2号ロ該当性

上記、(1)ウ(ウ)のとおり、文書番号1の①ないし④については、沖縄地方最低賃金審議会の要請を受けて、公にしないとの条件で、参考人及び視察対象企業等から任意に提供されたものであって、その条件を付することが合理的であると認められるものであり、法5条2号ロに該当する。この点、原処分は、不開示理由について法5条2号イのみを挙げているが、法5条2号ロも不開示理由に追加することが適当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「原則として全部開示すべきである。法人に関わる情報とはいえ、県内で働く労使すべてに関わる審議を行う性格上、不開示は限定的にされるべきである。山口・第3回専門部会のように基本的に公開されることが前提である。また求人の時給のようにすでに公にされている情報まで不開示にされている。」旨を主張している。

法の趣旨に則って不開示は限定的であるべきとする、審査請求人の主張は首肯できる。しかしながら、上記(1)のとおり、地方最低賃金審議会は、最低賃金法の定めに基づき、それぞれの地域に適用される最低賃金額等を審議するために、都道府県毎に独立して設置された審議会で、

審議会を構成する委員も異なる上、審議会の決するところにより行う事業場視察においても、審議会の議事において視察内容を公開することを前提に視察先事業場に了解を得て実施する場合や、視察先企業の実態をありのままに聴取等を行うために審議会の議事において公開しないことを約して行うものなどがあり、各審議会により事業場視察の持ち方も異なる。また、同様に本件において、一部不開示としている参考人の意見陳述についても上記（3）ウに記載のとおり非公開を前提として聴取を行ったものである。

本件において一部不開示とした意見陳述に係る議事録及び事業場視察は非公表とすることを約して行われたものであり、情報提供を行った参考人及び視察先企業等の期待は保護される必要がある。

そうすると、審査請求人の主張は失当であり、上記（3）の不開示情報の該当性を左右するものではない。

#### 4 結論

よって、本件審査請求については、不開示情報の適用条項に法5条2号ロを追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和6年11月27日	諮詢の受理
② 同日	諮詢庁から理由説明書を收受
③ 同年12月10日	審議
④ 同月12日	審査請求人から意見書及び資料を收受
⑤ 令和7年11月7日	委員の交代に伴う所要の手続の実施、 本件対象文書の見分及び審議
⑥ 同月11日	諮詢庁から補充理由説明書を收受
⑦ 同年12月22日	審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮詢庁は、不開示理由に法5条1号及び2号ロを追加した上で、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

###### （1）開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について

通番14及び通番16の別表の5欄に掲げる部分は、公労使各側委員により実施された事業場実地視察に関する記載である。当該部分は、特

定の事業場に関することは記載されていないことから、これを公にしても、特定の事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、その内容を公にしないとの条件を維持すべき理由も認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の5欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法5条1号該当性について

通番1、通番2及び通番7ないし通番11の不開示部分は、第3回沖縄県最低賃金専門部会において実施された使用者側意見聴取に参加した参考人の氏名、所属事業所等の記載である。当該部分は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該意見聴取は、非公開の審議においてなされたものであることが、原処分において開示されている情報から明らかである。そのほかに、当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

通番3ないし通番6及び通番12ないし通番15の不開示部分（別表の5欄に掲げる部分を除く。）は、第3回沖縄県最低賃金専門部会において実施された使用者側意見聴取に参加した参考人の事業場及び公労使各側委員により実施された事業場実地視察に関する記載である。

これらには、参考人の事業場及び視察先事業場の労働者数、賃金の状況、従業員の状況、参考人及び公労使各側委員による当該事業場の内実についての発言等、当該事業場において公にしていない経営情報の詳細が記載されていることが確認できる。これらを公にすると、当該事業場の経営状況や従業員の状況、経営判断に関わる内容等が明らかになり、経営等に影響を及ぼすおそれがあるなど、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定について、諮問序が同条1号、2号イ及びロに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

## 別紙

### 1 本件開示請求に係る行政文書

「2023年度地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録のすべて。

- ・本審、専門部会、小委員会、事業場視察等のすべてを対象とする。
- ・すでにホームページに掲載された部分は除く。
- ・録音データが望ましいが、文字起こしされたものがあれば、それでかまわない。
- ・特に、議事が一部非公開とされた部分がある場合、議事録にはその詳細な内容が記録されていないとき、議事録とは別の記録、メモ、録音データ等、作成されたものがあれば、それをすべて含む。
- ・公労、公使、公益のみの会議のように、公労使三者がそろわない場面で、事務局が立ち会っていても、その記録が議事録にない場合、事務局が作成した記録、メモ、録音データ等のすべてを含む。」

### 2 本件対象文書

第3回沖縄県最低賃金専門部会（議事録）（文書番号1）

別表

1 文書番号 及び文書名	2 不開示を維持する部分等	3 法5 条該 当号 等	4 通番	5 開 示すべ き部分
1 第3回 沖縄県 最低賃 金専門 部 会 (議事 録)	1 3 頁	① 19行目12文字目ないし33 文字目 ② 21行目1文字目及び2文字目 ③ 24行目6文字目及び7文字目	1 号、 2号 イ、 ロ	1 —
	1 4 頁	④ 4行目9文字目及び10文字目 ⑤ 8行目6文字目及び7文字目	1 号、 2号 イ、 ロ	2 —
		⑥ 17行目17文字目ないし21 文字目 ⑦ 18行目9文字目ないし13文 字目 ⑧ 22行目21文字目ないし25 文字目 ⑨ 29行目4文字目ないし7文 字目、23文字目ないし25文字目	2号 イ、 ロ	3 —
	1 5 頁	⑩ 14行目5文字目ないし8文字 目 ⑪ 15行目24文字目ないし29 文字目 ⑫ 35行目及び36行目	2号 イ、 ロ	4 —
	1 6 頁	⑬ 1行目ないし6行目	2号 イ、 ロ	5 —
	1 7 頁	⑭ 2行目28文字目及び29文字 目 ⑮ 4行目28文字目ないし7行目 ⑯ 12行目8文字目ないし19文 字目	2号 イ、 ロ	6 —

		⑯ 13行目28文字目ないし30文字目			
		⑯ 34行目4文字目ないし25文字目	1号、 2号 イ、 ロ	7	—
1 9 頁	⑯ 3行目6文字目及び7文字目 ⑯ 9行目1文字目ないし4文字目 ⑯ 23行目6文字目及び7文字目	1号、 2号 イ、 ロ	8	—	
2 3 頁	⑯ 20行目6文字目及び7文字目	1号、 2号 イ、 ロ	9	—	
2 4 頁	⑯ 20行目6文字目及び7文字目	1号、 2号 イ、 ロ	10	—	
2 5 頁	⑯ 18行目6文字目及び7文字目 ⑯ 24行目1文字目及び2文字目 ⑯ 25行目1文字目及び2文字目 ⑯ 27行目6文字目及び7文字目	1号、 2号 イ、 ロ	11	—	
2 9 頁	⑯ 16行目31文字目ないし34文字目 ⑯ 17行目24文字目及び25文字目 ⑯ 30行目24文字目	2号 イ、 ロ	12	—	
3 0 頁	⑯ 9行目1文字目ないし4文字目 ⑯ 27行目13文字目ないし17文字目	2号 イ、 ロ	13	—	
3	⑯ 8行目5文字目ないし8文字目	2号	14	⑯ 全て	

	1 頁	③④ 3 1 行目 1 文字目ないし 6 文字目 ③⑤ 3 3 行目 5 文字目ないし 1 2 文字目 ③⑥ 3 3 行目 1 7 文字目ないし 1 9 文字目	イ、 口		
	3 2 頁	③⑦ 1 2 行目 4 文字目及び 5 文字目、 1 4 文字目及び 1 5 文字目、 2 2 文字目及び 2 3 文字目 ③⑧ 1 4 行目 3 2 文字目ないし 3 4 文字目 ③⑨ 2 7 行目 3 0 文字目及び 3 1 文字目 ③⑩ 2 8 行目 1 文字目	2 号 イ、 口	1 5	—
	3 3 頁	③⑪ 2 8 行目 1 文字目ないし 6 文字目 ③⑫ 3 1 行目 1 文字目及び 2 文字目	2 号 イ、 口	1 6	③⑪全て ③⑫全て

注 当表は、理由説明書及び補充理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。